

令和7年6月20日
福岡市教育委員会

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

準公金の横領について

1 職 員 南区 市立中学校 教諭 (30代)

2 処分の内容 懲戒免職

3 処 分 事 由

当該職員は、令和6年度に顧問をしていた部活動において、ユニホーム代及び遠征に利用したバス代を保護者会から預かったにもかかわらず、これを業者に支払わず、令和6年6月28日(金)、令和7年2月26日(水)及び同年4月18日(金)の3回、計420,000円を私的な支払いに充てた。

4 管理監督者への処分

(1) 管理監督者 南区 市立中学校 校長 (60代)

(2) 処分の内容 戒告

(3) 処 分 事 由 部下職員に対する指導監督が不十分であった。

5 その他職員への措置

校長を補佐して管理監督を行う職責を十分に果たしているとは言えなかったとして、所属校の前教頭に対し、「文書訓戒」の措置を行った。

【問い合わせ先】

サービス指導課長 重村、サービス指導第1係長 今村
電話：711-4813 (内線：3664)